

障害者減免制度について

施設使用料(駐車場使用料及び貸館使用料)について、平成28年4月1日以降の利用分から減免制度が始まりました。

障害者減免を受けられる方(団体)	
身体障害者手帳をお持ちの方	
療育手帳をお持ちの方	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	
障害者手帳をお持ちの方を同伴介助される方	* 駐車場使用料のみ適用
県障害福祉課に県有施設減免利用登録団体として登録され同登録証の交付を受けた団体	

駐車場使用料	
1 減免できる額	駐車料金の半額
2 減免の手続き方法	駐車場利用時又は施設使用申請時に、当フォーラム1階事務室窓口で減免申出を行なって下さい。
3 減免手続きに必要な書類	障害者ご本人及び介助者の方は「障害者手帳」(原本)を、障害者団体は、県障害福祉課から交付を受けた「県有施設減免利用登録団体登録証」(原本)を併せて減免申出の際に提示してください。

貸館使用料	
1 減免できる額	使用料金の半額 * ただし、10円未満の端数は切り捨て
2 減免できる使用料の範囲	当フォーラムの全施設の貸館使用料が対象です。 * ただし、設備使用料(有料貸出備品 例:マイク、室備付以外のテーブル、椅子等の什器備品など)は減免対象外です。
3 減免できる条件	障害者又は障害者団体が行う行事等の専用使用で、次の①～③のいずれかの要件を満たすこと *ただし、宗教活動、政治活動及び営利目的の使用は除く ① 出演者又は聴衆者のいずれかの総数のうち障害者の参加数がおおむね半数以上であること ② 展示作品者又は展示作品数の総数のうち障害者の数又は展示作品数がおおむね半数以上であること ③ 施設使用者の総数のうち障害者の数がおおむね半数以上であること
4 減免方法	施設利用日までに当フォーラム1階事務室窓口で減免申出を行なって下さい。
5 減免手続きに必要な書類	利用される方の「障害者手帳」(写し可)を提示。申請者が障害者団体にあつては「県有施設減免利用登録団体登録証」(原本)を提示して下さい。 *利用される方全員の「障害者手帳」(写し)の提示が困難な場合は別紙「誓約書」を提出して下さい。

障害者減免制度についての、ご質問等については、下記担当係までご連絡ください。

奈良春日野国際フォーラム 総務事業サービス係

〒630-8212 奈良市春日野町 101

TEL 0742-27-2630

FAX 0742-27-2634

誓 約 書

下記施設の使用に係る使用料の減免について、奈良春日野国際フォーラム施設使用料の減免措置に係る取扱規程第4条第1項

第1号
第2号
第3号

 に掲げる障害者の数等を、下記のとおり満たすことを誓約します。万一これに違反した場合には、使用料の減免の決定を取り消され、減免された使用料の納付を命ぜられても異議ありません。

記

1 使用料の減免を受けようとする施設、日時等

記入例) ○○施設の○○ ○/○ (○) ○時から○時まで
別添使用承認申請書のとおり

2 使用料の減免を受けるため、満たす要件

規程第4条第1項第1号該当 < _____ 人(障害者) / _____ 人(総数) >
出演者又は聴衆者等のいずれかの総数のうち、障害者の数が概ね半数以上を占める行事等
ただし、出演者又は聴衆者等の数には介助者の数は含めない。

規程第4条第1項第2号該当 < _____ 人・作品(障害者) / _____ 人・作品(総数) >
展示作品者又は展示作品のいずれかの総数のうち、展示作品者である障害者の数
又は障害者の展示作品数が概ね半数以上を占める行事等

規程第4条第1項第3号該当 < _____ 人(障害者) / _____ 人(総数) >
(施設使用者の総数のうち、障害者の数が概ね半数以上を占める行事)

奈良春日野国際フォーラム館長 殿

年 月 日

(住所)

(氏名)

印